

広報やまがた

YAMAGATA

1

令和2年 2020
No.508



元旦 清水寺付近にて撮影

山形村長新春ごあいさつ	2
徘徊等高齢者を地域で見守る	3
所得税・村県民税申告相談	4
会計年度任用職員募集	7

元号が令和になり、初めての新年を迎えました。新しい年の始まりとともに広報のデザインを一新しました。写真は清水高原から撮影した初日の出です。皆さんはどこでご覧になりましたか。清水高原からは美しい景色を望むことができます。ぜひ足を運んでください。



新春ごあいさつ

山形村長 本庄 利昭

新年明けましておめでとうございます。皆さまには、輝かしい希望に満ちた新年を健やかに迎えにいられたことと、心からお慶びを申し上げます。

昨年を振り返りますと、4月には県議会議員選挙と統一地方選挙が行われ、5月1日には元号が平成から令和に変わりました。国政では7月に、参議院選挙が行われるなど、選挙の年でもありました。また、10月には消費税が8%から10%に引き上げられ、保育園の3歳以上児の保育料が無償化されるなど、社会保障も全世代型へと変わる年でありました。

自然災害では、昨年も台風15号・19号・21号が大きな被害をもたらしました。特に台風19号は、県内にも襲来し、東北信を中心に大きな被害をもたらしました。当村では、大きな被害はありませんでしたが、様々な点で、山形村の災害対策の課題も明らかになり、災害対応の再点検が、大きな行政課題のひとつとなりました。

当村の主な公共の建物は、昭和50年代から60年代に整備されたものであり、今後、それぞれ施設が長寿命化や更新が必要になって参りますことから、昨年9月、公共建築物のあり方検討委員会を設置し、検討をお願いし、昨年11月、各施設についての答申を頂いております。ふるさと伝承館の早急な解体などの答申内容を参考に新年度へ向けての具体的な検討を進めております。

山形村も混住化が進む中で、地域の自治組織でもあります区や常会のあり方が大きな課題となっております。地

域コミュニティに関する検討委員会の提言を頂き、関係機関と調整をしながら改善に取り組んでいるところであります。役の見直しでは、交通安全協会の代議員の廃止や防犯協会の部会編成の見直しなどを行っております。また、地区の費用負担を軽減する為に、防犯灯の電気料を昨年より全額村費負担といたしました。防犯灯(全村約960基)のLED化につきましては、今年度内には全て竣工する予定であります。

風食防止対策につきましては、山形村のイメージの低下する要因でもありますので、行政の重要課題として、取り組んで参ります。昨年より1月～5月の期間、風食の発生を予測し、風食の情報を村のホームページで提供しております。また、一部の耕作者の方にお願ひし、ソルゴーの種を播種して頂き、風食防止効果の検証を行っております。従来のとおり、圃場へのネット張りや麦の播種なども行いながら、複合的に対応しております。今後も各データを取りながら将来に向け、様々な施策の検討を行いたいと思ひます。

これから加速化して参ります少子高齢化の時代は、様々な課題もありますが、地域や住民の力が発揮され易い小さな自治体が、住み甲斐のある自治体だと思ひます。

これからも村民の皆さまには、知恵を出して頂きながら、共に、住んで良かったと思える、住みがいのある村づくりを進めて参りますので、本年も宜しくお願ひを致します。

功労者表彰

1月7日、農業者トレーニングセンターで令和元年度山形村功労者表彰が行われました。



稲田 治喜 さん
「社会福祉功労」

民生児童委員協議会委員として長年尽力され、うち副会長、会長を務められるなど、社会福祉の発展に功績を残されました。



大塚 恭子 さん
「社会福祉功労」

民生児童委員協議会委員として長年尽力され、うち副会長を務められるなど、社会福祉の発展に功績を残されました。



小山 千夏江 さん
「地方自治功労」

選挙管理委員会委員として長年尽力され、うち職務代理を務められるなど、地方自治の振興に功績を残されました。



百瀬 久 さん
「地方自治功労」
第43代山形村長

村の理事者として、地方自治の振興、村政の発展に多大な功績を残されました。

徘徊等の高齢者を地域で見守る

～3月2日からQRコードシール利用開始～

高齢社会になり認知症高齢者も今後増えていくことが見込まれています。誰にでも起こり得る認知症疾患。特に徘徊が始まると、家族や親族の介護の負担の大きさに加え、精神的な負担も大きいものになります。

そのような徘徊等高齢者を地域で見守りし、早期発見・早期保護に向けた取り組みを開始します。

あらかじめ高齢者の所持品や衣類にQRコードシールを貼り付けておき、発見者がスマートフォン

等でQRコードを読み込むことで、家族や親族に発見された旨の通知が即座に届く仕組みです。

シール見本

※QRコードを読み取ると発見者と家族がやりとりする伝言板の動画が見られます。



QRコードシールを利用したい方

●対象者

- ①65歳以上で認知症状のある方
- ②40歳以上65歳未満で認知症と診断され、徘徊行動またはその恐れのある方

●交付枚数

見守りシール30枚(無料)
※追加分は有料

●利用方法

- ①保健福祉課に申請
※申請時に対象者の詳細な情報を記載
- ②QRコードシールを所持品や衣類に貼り付け
- ③対象者情報をインターネット上で登録
※個人情報は登録しません

●利用開始日

3月2日(月)

地域の皆さまへのお願い

徘徊等の高齢者を早期発見・早期保護するためには地域の皆さまのご協力が必要です。日常の様々な場面で、少しでも気にかけて見ることで、高齢者の見守りになり、結果として徘徊等の高齢

者の発見にもつながります。皆さまのご理解とご協力をよろしくお願い致します。

QRコードシールがついている方を発見・保護したら・・・



- ①ご本人の正面からやさしく声をかける
 - ②QRコードを読み取る
 - ③表示された対象者情報を確認
 - ④伝言板に現在地などを入力
- ※QRコードの読み取り方がわからない場合は、シールに記載されている対象者番号を村にお伝えください。

説明会を開催します

QRコードシールの利用方法から高齢者保護に至るまでの流れと、発見した場合の対処法について説明します。地域で見守る体制を整備していくため、1人でも多くの方のご参加をお待ちしています。

日時：2月5日(水) 午後1時30分～
場所：山形村農業者トレーニングセンター2階
ふるさと大ホール
※事前予約は不要です

所得税の確定申告・村県民税の申告相談

期間：2月17日(月)～3月13日(金) 会場：役場 2階特設会場

山形村で令和元年(平成31年)分所得税の確定申告(以下「確定申告」)または、令和2年度村県民税(以下「住民税」)の申告ができる方は、令和2年1月1日現在で、村にお住まいの方です。

次の申告は松本税務署で

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ■青色申告 ■準確定申告(令和元年、2年中に亡くなった方の申告) ■過年分の申告(平成30年分以前) ■住宅借入金等特別控除等に関する申告 ■分離課税の申告(土地・建物の売買、株式の売買など) ■損失、繰越損失の申告 ■給与と所得者の特定支出控除の特受を受ける申告 | <ul style="list-style-type: none"> ◇会場へお越しいただいても、申告相談をお受けすることはできません。 ◇ご本人様が記載済みの申告書類をお預かりして税務署へお送りすることはできません。ただし、記載内容・添付書類のチェックは行いません。 ◇上記以外でも申告の内容により、松本税務署会場をご案内する場合もございますのでご了承ください。 |
|--|---|

確定申告が必要な場合

- 個人で事業(営業・農業・不動産等)を行っており、所得税を納める場合
- 年収が2,000万円を超えている場合
- 給与の他に副収入(副収入の合計所得が20万円以上)があった場合
- 2か所以上から給与を受け取っていて、年末調整されなかった給与の収入金額と各種所得金額(給与・退職所得を除く)の合計が20万円を超えている場合
- 同族会社の役員や親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、資産の賃貸料や機械器具の使用料などを受け取っている場合
- 給与について災害減免法によって源泉徴収の猶予や還付を受けた場合

住民税について

住民税は、確定申告や住民税の申告、勤務先または年金保険者から役場に提出される支払報告書等に基づき課税されます。確定申告が不要な場合でも、下記に該当する方や、令和元年中の所得・課税・非課税等の諸証明が必要な方は、住民税の申告が必要です。

また、同一世帯内に未申告の方がいると、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の軽減が正しく計算されない場合がありますので、ご注意ください。

住民税の申告が必要な場合

- 年金収入400万円以下で確定申告が不要になったが、年金の源泉徴収票に記載のある所得控除(配偶者控除等)以外の住民税の所得控除を受けたい場合
- 勤務先(パート、アルバイト含む)から山形村役場へ給与支払報告書が提出されていない場合(提出が不明な方は勤務先、または、役場へご確認ください。)
- 給与以外に所得があった場合(給与以外の所得が20万円以下で確定申告不要な場合)
- 確定申告不要な場合でも、営業・農業・不動産・配当・年金・その他雑・一時などの所得がある場合
- 在日の外国公館に勤務する人や家事使用人などで給与の支払いを受けるときに源泉徴収されていない場合

住民税の申告が不要な場合

- 確定申告をされる場合(税務署から村へ確定申告書の情報が送られてくるため、改めて住民税の申告は不要です。)
 - 収入が給与と所得(1ヶ所)のみで、勤務先で年末調整が済んでいる場合
 - 収入が公的年金(遺族年金、障害年金等の非課税年金を除く)のみで、年金の源泉徴収票に記載された所得控除以外に所得控除を受けない場合
 - 非課税収入(遺族年金、障害年金、失業給付金など)のみの場合
- ※ただし、所得証明書等が必要な方や、国民健康保険税の軽減措置を受ける場合など、住民税の申告が必要な場合もあります。

申告納税相談の日程

2 月	17	月	小坂	3 月	1	日	日曜申告相談
	18	火			2	月	小坂
	19	水	下大池		3	火	
	20	木	上竹田		4	水	下大池
	21	金			5	木	上竹田
	22	土	【休業日】		6	金	
	23	日	【休業日】		7	土	【休業日】
	24	月	【休業日】		8	日	【休業日】
	25	火	下竹田		9	月	下竹田
	26	水			10	火	
	27	木	上大池		11	水	上大池
	28	金	中大池 夜間申告相談		12	木	中大池
	29	土	【休業日】		13	金	添付書類不備など再提出の方

時間

○平日
午前 午前9時～正午まで
(受付は午前11時30分まで)
午後 午後1時～5時まで
(受付は午後4時まで)

○夜間申告
2月28日(金) 午後5時15分～8時まで
(受付は午後7時まで)

○日曜申告
3月1日(日) 時間は平日と同じ

※状況により受付時間を変更する場合がございますのでご了承ください。
※あらかじめ地区ごと日程を決めました。ご都合に合わせてお越しください。
※庁舎西側入口をご利用ください。エレベータをご利用の方は正面玄関よりお願いします。

■申告期間中はたいへん混み合いますので、長時間お待ちいただくことが予想されます。時間に余裕をもって、お出かけください。また、簡単・便利なe-Taxのご利用をおすすめします。

申告に必要なもの

①印鑑

②収入(所得)を証明する書類

- ・給与、公的年金等の源泉徴収票
- ・農業、営業、不動産等の収支内訳書
収支内訳書は必ず作成してお持ちください。
申告相談会場での作成の対応はできません。
- ・一時所得等の支払証明書など

③各種控除を受けるのに必要な書類

- ・社会保険料(各種年金、その他健康保険等)の掛金支払証明書
 - ・生命保険料、地震保険料の控除証明書
 - ・医療費の明細書など
- 事前に合計額などを計算しておきましょう。

④申告者本人名義の金融機関の通帳

⑤申告書(税務署から送付された方)

⑥その他申告に必要な書類

マイナンバーの記載が必要です!

マイナンバーカード
(個人番号カード)
※取得済みの方

又は

●番号確認書類

「通知カード」またはマイナンバー記載の住民票
+

●本人確認書類

運転免許証、身体障害者手帳、在留カードなど
※公的医療保険の被保険者証、年金手帳など顔写真のない証明は2種類必要です。

※申告予定の方は、事前の準備をお願いします。

税務署からのお知らせ

《確定申告期間中の臨時駐車場が無くなりました》

令和元年分確定申告の期間中より、松本税務署の臨時駐車場が無くなり、周辺道路の大変な混雑が予想されます。時間に余裕を持ってお出かけいただくか、公共交通機関をご利用ください。
また、前回の確定申告より受付時間が午後4時までとなっておりますので、ご注意ください。

《国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」が便利です!》

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、混雑する税務署の確定申告会場に向かなくても、ご自宅のパソコン・タブレット・スマートフォンから24時間いつでも申告書を作成できます。

なお、作成した申告書は、e-Taxで送信(ID・パスワードを入力して送信又はマイナンバーカードを使って送信)、印刷して郵送のいずれかにより提出ができます。

冬の鳥獣対策～越冬のためのエサを減らす～

畑に残された廃果や、収穫されないままの柿などは、越冬のためのエサになります。エサが多いと、野鳥の生存率が高まり、農業被害が増加します。野鳥の数を減らすには、捕獲だけでなく増やさないことも大切です。



対策
1

廃果は放置せず、早めに埋めましょう



対策
2

庭の柿などはすべて収穫するか、伐採しましょう



お問い合わせ 産業振興課 ☎98-5664

引換券によるプレミアム付商品券の販売が まもなく終了します

プレミアム付商品券事業の対象者で、お手元に「プレミアム付商品券購入引換券」をお持ちで購入を希望される方は、お早めに商品券を購入してください。

購入期限の1月31日(金)を過ぎますと購入ができなくなりますのでご注意ください。また使用期限は2月29日(土)となっておりますので、購入券をお持ちの方は期限内に商品券取扱店舗でご使用してください。

<対象者>

①平成31年度の住民税非課税者

住民税課税者に扶養されている方等は対象外。対象者

には山形村プレミアム付商品券購入引換券交付申請書を交付してあります。申請を忘れてしまった方は役場総務課へご相談ください。

②平成28年4月2日から令和元年9月30日に生まれたお子さんがいる世帯の世帯主(対象者には引換券を交付してあります。)

<引換券による商品券購入期限>

1月31日(土)

<購入場所>

山形郵便局窓口 営業時間：午前9時～午後5時

お問い合わせ 総務課 ☎98-3111

「高校改革 実施方針」説明会

山形村はじめ関係3市5村で県教育委員会と共同事務局を設け、この地域におけるこれからの県立高校のあり方を考える「旧第11通学区 高等学校教育懇話会」を発足させました。今後の懇話会での検討に向け、地域住民の皆さまから広くご意見をいただくため、県教育委員会による「高校改革 実施方針」の説明会を開催します。

日時 2月12日(水) 午後6時～8時

場所 塩尻市保健福祉センター 3階 市民交流室

内容

- ・「高校改革 実施方針」について
- ・旧第11通学区 高等学校教育懇話会の主旨及び今後の進め方
- ・地域住民の皆さまからの意見聴取及び参加者相互の意見交換

かさい ひろし
人権擁護委員に河西廣志さん

小坂区の河西廣志さんが令和2年1月1日付けで法務大臣から山形村地区の人権擁護委員に委嘱されました。
4期目任期：令和2年1月1日から令和4年12月31日まで

成年後見制度に関する講演会

成年後見制度を知らない方、利用を検討している方、実際に身近に利用している人がいる方など成年後見制度について正しい知識と理解を深めるため、法律の専門家である弁護士に後見制度についての話を聞くことができます。

日時 2月21日(金) 午後1時30分～3時

場所 保健福祉センターいちいの里 研修室

演題 「成年後見制度について」

講師 土屋 学 弁護士

講演会終了後に成年後見制度等について個別の相談会も行いますのでお気軽にご活用下さい。相談のある方は事前に保健福祉課までご連絡をお願いします。

お問い合わせ 保健福祉課(保健福祉センター いちいの里内) ☎97-2100

防災だより

No.249

松本広域消防局山形消防署



謹賀新年

新年あけましておめでとうございます。

昨年中は消防行政にご理解ご協力を賜りまして、大変感謝しております。

山形消防署職員一同、地元に着着した消防署を目指し本年も職務に励んで参りますので、昨年に増して、より一層火災予防にご協力をお願いいたします。

この季節は空気が乾燥し、火災が多く発生します。火災の発生を防ぐためにも次のポイントを押さえ、火災を起こさないよう心掛けをしましょう。

火の用心 7つのポイント

- 1 家の周りに燃えやすい物を置かない
- 2 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない
- 3 天ぷらを揚げる時はその場を離れない
- 4 風の強い日は焚火をしない
- 5 子供には、マッチやライターで遊ばせない
- 6 電気器具は正しく使いたこ足配線はしない
- 7 ストープには燃えやすい物を近づけない

令和元年度 全国統一防火標語

「ひとつずつ いいね!で確認 火の用心」

山形消防署 ☎98-4455

令和2年度に採用する山形村会計年度任用職員を募集

地方公務員法の改正により、令和2年4月1日から従来の非常勤職員、臨時職員の呼称が会計年度任用職員に変わります。

●任用期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで 再度任用する場合があります。

●募集人数 各職種若干名

●勤務条件 職種、勤務地により勤務時間が異なります。

●地方公務員法第16条の欠格条項に該当する方は応募できません。

月額給職員 ※経験年数に応じて加算あります。

職種	月額	資格	勤務地・お問い合わせ
放課後児童支援員	157,600	保育士・教諭・放課後児童支援員・児童厚生員 いずれかの資格のある方	ふれあい児童館 ☎98-3081
保育士	160,100	保育士の資格のある方	山形保育園 ☎98-2035

時間給職員

職種	時給	資格	勤務地・お問い合わせ
学校給食調理員	960	資格の有無は問いません。	山形小学校 教育政策課 ☎98-3155
放課後児童支援補助員	890	資格の有無は問いません。	ふれあい児童館 ☎98-3081
放課後児童支援員	1,000	保育士・教諭・放課後児童支援員・児童厚生員 いずれかの資格のある方	
保育士	1,000	保育士・幼稚園教諭いずれかの資格のある方	子育て支援センター「すくすく」 ☎98-5600
		保育士の資格のある方	山形保育園 ☎98-2035
保育士(早朝保育、延長保育)	1,150	保育士の資格のある方	

●申し込み 2月3日(月)～2月28日(金)(土日・祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

●応募方法 募集要項、申込書は、各勤務地、村ホームページにあります。採用後の勤務形態、条件等の詳細は、各担当窓口にお問い合わせください。

YCS 2月番組表

放送時間 月～土 6時35分・9時・10時・11時(23時まで毎時間) / 日 9時・12時・15時・18時・21時

日	月	火	水	木	金	土
1/26	1/27	1/28	1/29	1/30	1/31	2/1 ウィークエンド 情報局(再)
2 まるごと 一週間	3 YCS アーカイブス	4 極限のクルマ 技術	5 ちよいと気にな る隣の話題 「朝日村週刊 ニュース」	6 週刊・ニュース アーカイブ	7 ウィークエンド 情報局	8 ウィークエンド 情報局(再)
9 まるごと 一週間	10 おすすめ 信州の子カラ	11 技の彩	12 ちよいと気にな る隣の話題 「朝日村週刊 ニュース」	13 週刊・ニュース アーカイブ	14 ウィークエンド 情報局	25 ウィークエンド 情報局(再)
16 まるごと 一週間	17 おすすめ 県立歴史館 考古学講座	18 ザ・メイキング	19 ちよいと気にな る隣の話題 「朝日村週刊 ニュース」	20 週刊・ニュース アーカイブ	21 ウィークエンド 情報局	22 ウィークエンド 情報局(再)
23 まるごと 一週間	24 国税の窓	25 JA グリーンタイム	26 ちよいと気にな る隣の話題 「朝日村週刊 ニュース」	27 週刊・ニュース アーカイブ	28 ウィークエンド 情報局	29 ウィークエンド 情報局(再)

※都合により番組内容・放送日程が変更になる場合があります。

YAMAGATA INFORMATION

やまがたインフォメーション

児童手当(令和元年10月～令和2年1月分)支給

支給日 2月10日(月)

区 分	月 額	
0～3歳未満	15,000円	
3歳～小学生	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生	10,000円	
所得制限を超えた受給者	5,000円	

お問い合わせ 住民課 ☎98-3112

村税等納期限

日時 2月25日(火)

- 後期高齢者医療保険料第8期
- 国民健康保険税第8期
- 固定資産税第4期
- 介護保険料第8期
- 上下水道料
- 保育料
- 学校給食費

夜間窓口開設日

日時 2月17日(月)・28日(金)

午後8時まで 出入口:正面玄関

業務内容

- 戸籍・住民票の謄本及び抄本の発行
- 印鑑登録・印鑑証明書の発行
- 税金・各種料金等の納付
- 所得証明書等の発行 ■公図閲覧
- 125cc以下のバイクの登録・廃車
- 水道開閉栓の届出

行政心配ごとの相談

日時 2月20日(木)

時間:午後1時30分～3時30分

会場:保険福祉センター いちいの里 談話室

第2回 農地・農業なんでも相談会 & 空き家相談会

日時 2月28日(金) 午後5時～8時

場所 役場1階「相談室」 2階会議室

■農地・農業なんでも相談会

相談員:農業委員・農地利用最適化推進委員
相談内容:・農業を始めたいが相談先がわからない。
・農地を貸したい、借りたい、売りたい。など
申込:事前申し込みは必要ありません。
お問い合わせ 農業委員会事務局 ☎98-5664

■空き家相談会

相談員:山形村空き家等利活用促進連絡会の宅建業者
長野県司法書士会の司法書士
相談内容:
・管理している空き家があるが、活用できるのか?
・空き家を貸したい、売りたい、取り壊したい。など
申込:2月20(木)までに申し込みしてください。
申込・お問い合わせ 総務課 ☎98-3111



村のうごき(1月1日現在総人口)

人口:8,708人(前月比-4) 男:4,304人(前月比-2) 女:4,404人(前月比-2) 世帯数:3,082世帯(前月比-4)



この印刷物は再生紙
および環境に優しい
ベジタブルオイルインクを
使用しています。

